

報告第3号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成18年5月31日

提出者 足立区長 鈴木恒年

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

足立区長 鈴木 恒 年

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月31日

足立区長 鈴木恒年

足立区条例第46号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「22万円」を「21万円」に改める。

付則第2条の2の2第1項中「35万円を加算した金額」を「32万円を加算した金額」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区特別区税条例第10条第2項及び付則第2条の2の2第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の区民税について適用し、平成17年度分までの区民税については、なお従前の例による。